



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業  
**学生ハウジング 3215.CO.JP**

この記事の後、条例が成立し、「7月1日から電話やFAXでの水道使用開始等の手続きが可能になりました！」

<p>京都市 水道料</p> <h2 style="text-align: center;">「予納金」制度廃止へ</h2> <h3 style="text-align: center;">口座振替普及で未納減</h3>	
<p>京都市は、水道利用者から使用前に徴収している「予納金」制度の廃止を決め、十六日開会した市議会に水道事業条例改正案を提案した。条例案が成立すれば、予納金約三十五億円を今秋から返還していく。</p> <p>予納金は水道料金の未納を防止する保証金で、水道利用者は開栓申し込み時に、直接、市上下水道局</p>	<p>の営業所に出向き、水道料金二カ月分（一般的な家庭では五千元）を納めている。解約時には全額返還している。</p> <p>しかし、水道料金の口座振替の普及により徴収率も99・8%とほぼ未納者がなくなり、保証金を徴収する必要がなくなったと判断した。</p> <p>同局によると、予納金は〇六年度決算で三</p>
<p>十四億八千六百万円。水道料金から予納金の割引や直接利用者への還付など返還方法を検討し、条例成立後の十月にも返還を始め、〇九年度末までに全額を返す予定。</p> <p>予納金の廃止で、利用者は営業所を訪れる手間が省け、電話やファクスでの利用申し込みも可能になる。</p> <p style="text-align: right;">（小川卓宏）</p>	

京都新聞 平成 20 年 5 月 17 日 より

今回の条例の成立は、水道を入居者が水道局と直接契約している物件には特に朗報です。

これまで入居者は入居時の水道使用の際に、管轄の水道局に印鑑と予納金を持って行く必要がありましたが、今後は電話やFAXでの申込受付が可能です。